

# 令和2年度第1回 北海道障がい者就労支援推進委員会

## 議 事 録

日時：令和2年7月16日（木）9：30～11：30

場所：北海道第二水産ビル 4G会議室

### 1 開会（9：30）

事務局（坂田課長補佐）

○ それでは定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会を開催させていただきます。

司会を務めさせていただきます、障がい者保健福祉課課長補佐の坂田でございます。よろしくお願いいたします。本日はご多用のところご出席をいただき誠にありがとうございます。

開会にあたりまして、保健福祉部障がい者保健福祉課遠藤課長からご挨拶を申し上げます。

### 2 挨拶

事務局（遠藤課長）

○ 皆さん、おはようございます。本年4月より、障がい者保健福祉課長を務めております。遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しいところ、急なご案内にも関わらず出席いただきまして、本当に感謝いたしております。

道の新型コロナウイルス感染症対策にご理解をいただいていることに厚く御礼申し上げます。また、今回のですね、委員の改選に際しまして、お引き受けいただきましたこと、心からお礼申し上げます。

そのコロナ対策でございますけれども、本日は、マスクの着用をお願いしておりますが、道では、道民の皆様と事業者の方々とともに知恵を出し合い、新北海道スタイルを幅広く道民運動として展開していきたいと考えております。オール北海道で、新北海道スタイルの普及定着に取り組んでいけるよう、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、道では、平成30年度から、第5期障がい福祉計画を策定いたしまして、障がいのある人が、自立した生活を営むことができる地域づくりのため、必要なサービスなどが提供されるよう取り組んでおります。今年度は計画の最終年でございます。新たな計画を策定する必要がありまして、引き続き、委員の皆様のお力添えをいただきながら、より実効性のある計画としたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

終わりに当たりまして本日の委員会におきましては、道と関係機関の取り組みについてご報告するほか、昨年度より審議をしておりました、北海道における障がい者就業・生活支援センターのあり方、及び第6期障がい福祉計画の策定についてご協議いただきます。

委員の皆様のご活発なご発言・ご議論をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局（坂田課長補佐）

○ それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元に次第と出席者名簿、それから配席図。条例の抜粋、それから委員の名簿がございます。また本日使用いたします資料につきましては、資料No. 1-1から4-4までを配布をさせていただいております。

また、本日追加で、北海道障害者職業センター様のほうから、ジョブコーチ支援サービスのご案内というカラーのチラシがお手元にあろうかと思えます。ご確認をお願いいたします。  
なお、会議の終了時刻は11時30分を予定しておりますこと、ご連絡いたします。

### 3 委員照会

事務局（坂田課長補佐）

○ それではお手元の次第に沿いまして説明させていただきます。まず次第3の委員紹介について事務局からご報告をいたします。

この度、6月23日をもちまして前委員の任期満了に伴い、委員の改選が行われました。

まず改選後初めての委員会ということでございますので、事務局から各委員を紹介させていただきます。出席者名簿の順にご紹介させていただきます。

まず社会福祉法人札幌会札幌市社会自立センターの飴谷委員でございます。

特定非営利活動法人精神障害者回復者クラブすみれ会の石山委員でございます。

それから今回新たに委員に就任いただきました北翔大学生涯スポーツ学部健康福祉学科の神戸委員でございます。

同じく引き続き委員に就任いただきました北翔大学教育文化学部心理カウンセリング学科の橋本委員でございます。

くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれんの高谷委員でございます。

北海道社会福祉協議会の松岡委員でございます。

今回新たに委員にご就任いただきました、稚内市職親会の今村委員でございます。

一般社団法人中小企業診断協会北海道の佐々木委員でございます。

一般社団法人北海道商工会議所連合会の安宅委員でございます。

株式会社ほくでんアソシエの茂森委員でございます。

一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部の横山委員でございます。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい保健福祉課の木下委員でございます。

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課長の杉村委員でございます。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部北海道障害者職業センターの三上委員でございます。

公募で委員に就任いただきました特定非営利活動法人アシストの明井委員でございます。

また、今回欠席をされております委員についてご報告します。身体障害者福祉協会の泉委員、北海道医療大学の近藤委員、北海道商工会連合会の岩谷委員、北海道社会就労センターの桑原委員の4名が欠席されております。本日の委員会ですが、委員19名のうち2分の1以上の15名の出席をいただいております。北海道障がい者条例第38条に規定する要件を満たしておりますので、委員会が成立していることをご報告いたします。

### 4 会長・副会長選出

事務局（坂田課長補佐）

○ 続きまして会長・副会長の選任を行います。選出後、会長にはその後の進行をお願いいたします。会長・副会長につきましては、条例の第37条によりまして、委員が互選をするというふうに規定をされております。委員の皆様から自薦または推薦はございますか。

そうしましたら、ないようなので事務局からのご提案をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

事務局（遠藤課長）

- 中立性を確保するため、学識経験者をお願いしたいと考えており、会長に北翔大学の橋本委員を。副会長に同北翔大学の神部委員を提案させていただきます。いかがでしょうか。（異議なし）

事務局（坂田課長補佐）

- それでは、異議なしというご発言がございましたので、会長を橋本委員、副会長を神部委員をお願いしたいと思います。それでは橋本会長、神部副会長は前の席にご移動をお願いいたします。そのあと一言ごあいさつをいただければと思います。

橋本会長

- 皆さん、改めまして北翔大学の橋本です。どうぞよろしくお願いいたします。座ったままで失礼させていただきます。

前回、任期の途中からでしたが会長をさせていただきます、不明なことも多い状態で前期は会長をさせていただきます、今回は第6期障がい福祉計画策定という非常に大変な内容を議論しなければならないということで、大変プレッシャーがかかっています。

私普段、大学では精神保健福祉士の養成を行っております。その前は精神障がい者の方の就労支援をしていたという経験から、このような立場で参加させていただいております。

今は教育の現場にいるので、就労系の社会福祉法人の評議員などで携わる程度でございます。是非、現場の皆さんの声を聞かせていただきながら、中身のある計画を決定できればと思っておりますので、皆様のお力添えいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

神部副会長

- 私も座ったままで失礼いたします。北翔大学の神部雅子と申します。よろしくお願いいたします。

私は社会福祉士養成のコースの教員をしております。私自身は個人的な活動として、知的障がいのある方の「本人の会」の支援を行っております。札幌みんなの会という介護支援者を6年ほどやっております。

そこで地域で就労している会員の方もたくさんいらっしゃって、このコロナ禍でお休みをせざるをえない、もう1ヶ月2ヶ月、お仕事が休みになっているという方もいらっしゃって、今後の就労というのをすごく心配をしております。

そういったタイミングで、このような委員会に参加させていただけることは非常にありがたいことだと思っております。力不足かと思うのですが、何卒よろしくお願いいたします。

事務局（坂田課長補佐）

- それでは以後の進行については橋本会長にお願いいたします。

## 5 報告

### （1）関係機関における今年度の取組状況

橋本会長

- それでは次第に沿って進めさせていただきます。

次第5の報告（1）関係機関における今年度の取組状況についてということで、はじめに北海道労働局から説明させていただきます。なお今回委員会では、次第6協議に時間がかかる

と予想しておりますので、各機関、今年度からの変更点や要点について、1～2分程度での説明をお願いできればと思います。時間が短く大変恐縮ですがよろしくお願いいたします。また、時間の都合上、質疑応答については報告事項がすべて終わってから、一括で受けたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは資料に基づきまして、北海道労働局から説明をお願いいたします。

杉村委員（北海道労働局職業対策課長）

○ 改めまして北海道労働局職業対策課の杉村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ご参加の皆様には日頃から労働局の業務につきましてご協力いただきありがとうございます。心から感謝申し上げます。私から当方の事業について、簡単に説明させていただきますが、その前に当課職業対策課で所掌しております、雇用調整助成金について。雇用調整助成金というのは離職をさせないで雇用を維持するという助成金でございます。現在のところ、5月から本格的に始まりまして、約1万4千件の支給決定を行い、100数億円を支給しているところでございます。

資料を見ながら説明させていただきます。ハローワークにおける障がい者の就労支援、障がい者の職業紹介状況、精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座、障がい者雇用のご案内ということで説明をさせていただきますが、最後の資料は企業向けの障がい者雇用の様々な助成金制度或いは支援策等を提案しているパンフレットですので後程ご覧いただければと思います。

ハローワークにおける障がい者の就労支援、資料1-1の1枚目ですが、障がいのある方に関する就労支援については、大きく分けて5つの項目があります。まず1つ目、職業相談・職業紹介ということで、これについては障がいのある方に対して、専門の職員、或いは相談員が障がいの態様や適正、希望職種に依りて、職業相談・職業紹介、職場適応指導を実施しています。また事業者の方に関しては雇用管理上の配慮等についての助言を行っております。

続いて二つ目ですが求人の確保に向けた取り組みとして、企業を訪問し、障がいのある方に向けた求人を開拓しているところでございます。企業の方から一般の求人として出されている求人もございますが、障がい者の方々の求人に転換を進めるということも行っております。

次に2ページ目になりますが雇用率達成指導ということで、障がい者の雇用に関しては2、3年前には問題もありましたが、毎年、事業主の方から障がい者の雇用状況の報告提出をいただいているところでございます。法律で定められた障がい者の効率というものは、民間企業においては現在2.2%となっております。障がい者の雇用率が未達成の事業主に対しては、指導或いは助言を行っているところでございます。

次に労働局におきましては、障がい者雇用率達成指導と結びつけた職業紹介というものも行っております。事業主に対する障がい者の雇用率の達成指導を行いつつ、未達成企業から求人開拓或いは企業への職業紹介というものを行っています。

最後の関係機関との連携ですが、職業紹介にあたり、必要に応じて地域の障害者職業センター或いは障がい者就業・生活支援センター、関係機関の皆様と連携した支援を行っているところでございます。

次に資料の2つ目でございますが、私どもハローワークにおける障がい者の職業紹介の状況、実績について簡単に説明させていただきます。ホームページに公表しておりますが、令和元年度の実績については、就職件数は調査開始以降過去2番目となる4,728件となっております。また新規求職申し込みも増加しており、その中でも精神障がい者の方が伸びている状況です。産業別の就職状況については、医療福祉、卸売小売サービス業といった業種

が多くなっている状況でございます。就職率に関しましては北海道、昨年よりちょっと下がってまますけれども45.6%でございます。

次のページ、就職などの年齢ごとの推移ですが、平成20年度と令和元年度を比較したグラフを見ていただければわかると思いますが、平成20年度は身体障がい者の方が割合を高く占めておりましたが、令和元年度になりますと、身体障がい者の就職件数自体は変わっておりませんが、精神障がい者の方が増えてきまして、件数・割合とも身体障がい者の方を抜いてきているところでございます。

このことから、近年の北海道の障がいのある方の就職状況につきましては、一昔前は身体障がい者の方が多い状況でしたが、最近は精神障がい者の方にシフトしつつあるのかなというふうを考えているところでございます。

最後ですけれども精神・発達障がい者サポーター養成講座というのを実施しておりまして、こちらの方はですね、コロナの関係もございまして令和2年度は開催未定となっておりますが、やはりその精神・発達障がいをお持ちの方の雇用が、先ほどの円グラフで説明したとおり増加しておりますので、その受け入れとともに定着というのが非常に課題となっていると思います。その中で精神障がいをお持ちの方、発達障がいをお持ちの方が安定して働き続けていただくためには、一緒に働く方々が、その障がいの特性を理解して働くための配慮していただくことが必要であるというふうに考えています。そういった中で精神・発達障がいに関して正しく理解して、職場における応援者、精神・発達障がい者しごとサポーターになっていただくことを目的に、養成講座を進めておりまして、平成29年度から全道で実施しております。累計にしまして、約100回3500人程度が実績としてございます。なお、今年度に関しては新型コロナウイルス感染症により、開催については先ほどのとおりが未定ですけれども、開催が決定しておりますには、札幌市・函館市・旭川市などで開催する予定でございますので、ぜひ受講していただきたいと思います。裏面につきましては昨年度のチラシとなっておりますので、参考までにご覧いただきたいと思います。以上、私の説明を終了させていただきます。

橋本会長

- ありがとうございます。続きまして、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構からの説明ということで、まず、高齢・障害者業務課の方からお願いいたします。

高齢・障害者業務課（荒川課長）

- 高齢・障害者業務課の荒川でございます。よろしくお願いたします。

まず、私どもの資料、資料1-2となっておりますが、それよりも先に労働局様の資料の方で、私どもの担当のものがあります。労働局様の資料をご覧いただければと思いますが、先ほど労働局様が申し上げられました、障がい者の雇用率に基づきまして、その翌年度に障がい者の雇用状況に応じて、雇用率未達成の企業から納付金をいただきまして、それを財源にして、障がい者雇用を達成している企業に調整金というものを支給しております。詳しくは労働局様の資料にありますので、ご覧いただければと思います。

私から説明させていただきますのが、令和2年度のアビリンピックということで、障がい者技能競技大会について説明させていただきます。こちらは障がい者ご本人の職業技能を競うことによって、自己研鑽による職業能力の向上、また一般来場者を入れることによって、障がい者の働くという部分に対する理解の促進と障がいの特性に対する理解を促進することによって、広く国民の皆様には障がい者の雇用を進めていくという事業となります。

現在ですが、7月1日から8月3日までに選手の募集をしているところです。

今年度につきましては、令和2年10月3日に札幌市西区にありますポリテクセンター北

海道という私どもの施設で実施する予定です。

昨年度はコンサドーレ札幌との併催事業として実施し、600人弱の皆様にお越しいただいたところですが、今年度につきましては、現段階で調整中ではございますが、コロナの関係がありますので、無観客にさせていただいてですね、選手の技能審査というような形でやらせていただく方法を進めているところでございます。詳しくは参加要綱等をご覧くださいと思います。

各種助成金のごあんないにつきましては労働局様と重複するところがありますので、そこは省略させていただきます。

最後に、週10～20時間未満で働く障がい者を雇用する事業主の皆様への給付金というものをつけさせていただいております。今までの納付金制度につきましては、100人を超える事業主様を対象とした支援をメインとして、労働時間が月80時間以上の障がい者の方を雇用率の対象に入れていたところですが、より短い時間で働く障がい者がいらっしゃるということで、そこをすくい上げるために今年4月から来年3月までの雇用状況に応じて、来年度支給するものになります。今までと違いますが、雇用率の未達成の場合、納付金を納めるだけで機構から給付金を支給する対象になっていなかったのですが、今回の制度につきましては、納付金は納付金で納めていただきますが、別途に短時間での雇用を進めれば、支給対象になりうるというものになっております。詳しくは例年2月に障がい者の雇用に関わる事務手続に関する説明会等がございますので、そこで詳しい申請の仕方等をお話できるかと思います。現段階では周知だけさせていただければと思います。

以上でございます。

橋本会長

○ ありがとうございます。続きまして北海道障害者職業センターからお願いいたします。

三上委員（北海道障害者職業センター所長）

○ 北海道障害者職業センター三上と申します。よろしくお願いたします。

本日、ジョブコーチ支援サービスのご案内というリーフレットを1枚、追加で配布をお願いしております。事業につきましては説明だけさせていただきます。

ジョブコーチ支援というのは、就職が決まる前から、一緒に就職先を探しつつ、就職した際には、職場になじむように一緒について、職場定着とメンタル面のケアも含めて行っている事業でございます。

現在もかなりの数を、ジョブコーチが外に出てやっていますけれども、実は、そろそろ終わる方たちが多くなってきておまして、ぜひともジョブコーチ支援のサービスをご活用いただきまして、障がい者の方が一生懸命働ける場をつくっていただければいいなと思っております。

各事業主の団体の皆様におかれましては、傘下の企業の方に、こういう制度があり、障がい者を雇ってみてはどうだろうかというお話をしていただいて、何かございましたらセンターに電話をいただければ、直接企業の方にお伺いして説明いたしますので、活用していただければと思います。短いですがこれで終わらせていただきます。

橋本会長

○ ありがとうございます。続きまして、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課から説明をお願いいたします。

木下委員（札幌市役所障がい福祉課企画調整担当課長）

○ 札幌市役所障がい福祉課の木下でございます。

私からは資料1-3で、令和2年の予算ベースで、私どもの取り組みについてご報告をさせていただきます。こちらのペーパーにまとめておりますのは、一部、地域生活支援事業のメニューのものも含まれておりますけれども、札幌市独自の取り組みを掲載しているものということでご理解いただければと思います。

基本的には、令和元年度から引き続きの取り組みになりますけれども、まず資料1-3の一番上から、障がい者就業・生活相談支援費ですけれども、障がい者就業・生活相談支援センターの類似機関を札幌市独自に4ヶ所置いておりまして、特徴としては、ジョブサポーターの方8名を配置して、息の長い支援に取り組んでもらっているということになります。

続きまして、元気スキルアップ費というものがございます。こちらは書いてあるとおり、当事者の方、事業所の皆さん、民間企業の皆さん、それぞれに対して、研修などのアプローチを行っている事業となりまして、委員としてご就任されている。中小企業の同友会様のお力添えもいただきながら、事業を運営しているところでございます。

続いて裏面をご覧ください。障がい者協働事業運営費補助金ということで、5人以上の当事者の方を雇用して、ともに働く職場をつくっていただいている民間企業などに対して、運営経費を補助しております。一般企業と、就労継続支援などとの中間的な形態とでも呼べばよろしいでしょうか。例えば、札幌市役所の中に元気カフェという、カフェスペースがありますけれども、そうしたところの運営を担っています。

続きまして、工賃向上等に向けた取り組みということで、元気ショップというアンテナショップを札幌市内2ヶ所で運営しております。ちなみに、元気ショップいこ〜るは、JR札幌駅の中にあるのですけれども、昨年秋に運営していただいている手をつなぐ育成会様で、デザインのリニューアルオープンをしていただいておりますので、皆様、駅にお越しの際には、ぜひお立ち寄りいただけたらと思います。

隣のページですけれども、元気ジョブアウトソーシングセンターという、役務などの共同受注窓口を運営しています。数百万円規模の売上からスタートしたのですけれども、昨年、2億2000万まで売り上げが伸びております。今のところ右肩上がりで行っていただいております。最近では、官公庁のみならず、一般の民間企業さんへの営業でもかなり力を入れていただいております。実績が伸びています。

続きまして1枚めくってください。札幌市だけではありませんけれども、優先調達ということで、障がいの事業所などから、役務なり、或いは物品の購入などに取り組んでおります。札幌市も、毎年調達方針を定めて、全庁的に取り組んでおりまして、総計としまして、昨年度、3億円を突破しました。今のところ右肩上がり順調に伸びてきております。今年度も前年度調達実績以上ということで目標を掲げて、頑張っているところとなっております。

私からは簡単ですけれども、以上でございます。

橋本会長

○ ありがとうございます。続きまして北海道経済部労働政策局雇用労政課からお願いいたします。

雇用労政課（米地課長補佐）

○ 北海道経済部雇用労政課の米地と申します。私の方からは特別支援学校企業向け見学会について説明させていただきます。資料1-4のチラシをご覧ください。チラシの上段に記載しておりますが、障がい者雇用ご検討される企業の皆様を対象とした、特別支援学校の見学会です。生徒たちの学ぶ姿をご覧いただき、障がい者雇用の理解を深めていただくことや、学校と企業との関係性づくりなどを目的としております。

この見学会は教育庁との連携によりまして、平成29年度から札幌圏の学校対象に実施している取り組みで29年度は2校、30年度は7校、昨年度は9校で実施しまして、今年度につきましては、札幌圏6校と札幌圏以外の12校、合わせて18校での実施を予定しております。

見学会の内容としましては留意事項の2行目に記載しておりますが、①の学校からの説明いたしまして、学科の特色や生徒の進路状況。②障がい者雇用に関する説明として、高齢・障害・求職者雇用支援機構から事業者への支援制度など、③作業学習の見学、④参加企業と学校との意見交換を予定しております。昨年度の参加企業の主な意見としまして、実際に見ることで能力を見極めることができた、雇用した際にどのように働いてもらうかをイメージしやすくなったといった意見が出されております。皆様方の周りで障がいのある方の雇用を検討されている企業があれば、ぜひこの見学会についてご紹介いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なおこの見学会のチラシにつきましては、雇用労政課のホームページに掲載しております。以上で説明を終了させていただきます。

橋本会長

○ ありがとうございます。続きまして北海道経済部労働政策局産業人材課からお願いいたします。

産業人材課（今西課長補佐）

○ 北海道経済部産業人材課の今西と申します。私の方からは、北海道の障がいのある方々の職業訓練について簡単に説明させていただきます。

私ども産業人材課では、一般のものづくり関連の職業訓練を行っている学院が8つ、障がい者の方々向けの職業能力開発を行っている職業能力開発校を一つ紹介させていただきます。

まず1番の障害者職業能力開発校における訓練です。これは場所が砂川にあるのですが、こちらで障がい者の方々向けの職業訓練を行っておりますけれど、入校状況をご覧いただくと、砂川にあるということもあって少ない状況でございます。寄宿舍もありますので進路の一つとして考えていただければと思います。合わせまして職業能力開発校では、砂川以外でも、在職者の方々向けの訓練を行っております。現在は札幌と旭川で、OAビジネスなどの訓練を実施しておりますのでこちらの方もご利用いただければと思います。

それから1枚めぐりまして、3番で一般校を活用した訓練というものがございます。こちらの方は、旭川と函館で実施しているのですが、販売実務や介護アシストなどの訓練もしております。こちらの方もご利用いただければと思います。

それから次に、精神障がい者受入に係る体制整備モデル事業。これは平成30年度と令和元年度に行いました。昨年度は3名の方々に受講いただいたのですが、就職したのは1名ということで、これからまだ検討が必要かなというところでございます。

それから1枚めぐっていただきまして、この他ですね、私どもが直接訓練を行う以外に、民間の教育訓練機関などを活用した委託訓練というのを実施してございます。いくつかコースがあるのですが、トータルで令和元年度では18コースで62名の方が、受講いただいております。こちらの方も北海道のホームページ等で随時に新しいコースについて、お知らせ申し上げますので、訓練を行って就職に結びつけていただければと思います。

それから次に1枚めぐっていただきまして、職場適応訓練、これは雇用されようとする事業者へ委託して訓練を行って訓練を行った後はその企業で就職をしていただくという、流しみたいな形の訓練も行ってあります。

それから、7番目として、知的障がい者特別委託訓練ということで北海道はまなす食品様



で食品加工科という訓練を行ってございます。このようにいろいろな訓練を実施しております。大きく分けまして学院で訓練を行うものと、事業者に委託をして訓練を行うもの、この2つがございますので、進路の1ステップとして、活用していただければと思います。

以上でございます。

橋本会長

○ ありがとうございます。続きまして北海道教育庁高等教育局特別支援教育課からお願いいたします。

特別支援教育課（柏木課長補佐）

○ 教育庁特別支援教育課の柏木といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず関係の皆様には日頃から特別支援学校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実に向けて力添えいただいておりますこと、誠にありがとうございます。

資料ですけれども、まず1枚目になりますけれども、こちらは令和元年度の高等部を卒業した生徒の就職の状況です。1番にありますとおり、就職状況ですけれども、太文字にしておりますが、こちらの方は就職状況昨年度比4.3ポイント増の34.8%になっております。

また、職業教育を中心に行う特別支援学校の卒業生ですが、昨年度から7.3ポイント上昇し、52.9%、表の一番下ですけれども、そういう状況になっております。

1枚めくっていただきまして、例年ですと、多くの特別支援学校の高等部で、企業で働く・体験をする現場実習をこの春先からお願いし、ちょうど6月ぐらいからスタートするところでしたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、学校が臨時休業ということもありましてなかなか難しい状況でした。本日ご出席されている経済団体等の皆様には本チラシを関係の方々に配布いただいております。御協力に感謝申し上げたいと思っております。引き続き現場実習の受け入れなど、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

裏面になりますけれども、こちらの方が、現場実習の受け入れに加えて、生徒に対して専門的な技術指導などについてご協力をお願いしている、特別支援学校サポート企業についてのチラシであります。こちらの方も、多くの企業の皆様にご登録いただいております。またこのチラシを配布できる機会がございましたら、当課まで情報提供をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、次のページになります。こちら2か年計画で行っている事業で今年が最終年度ということになっております。年度末に向けまして、各実践校の取り組みをまとめたリーフレット作成のほか、12月に実践交流会を予定しております。学校関係者だけではなく、企業関係機関の皆様にもぜひご参加をいただきたいと思っております。9月頃には、こちらの案内を皆様方にお知らせする予定でありますので、ぜひご協力ください。

以上になります。

橋本会長

○ ありがとうございます。続きまして北海道保健福祉部障がい者福祉課の方からお願いいたします。

事務局（原田主事）

○ 障がい者保健福祉課です。資料1-7今年度の取り組みについて、ご説明させていただきます。基本的な内容は、毎年のことですので私からは要点を絞ってお話させていただきます。

まず、下の方にページ番号を振っておりますが、5ページ目をご覧ください。（3）多様な

就労の機会の確保という項目で、①農福連携促進事業、障がいのある方の就労先として、障がい者就労施設等の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所商品の認知度を高めるなど、販売を促進し、障がいのある人の所得の向上を図ることを目的としておりまして、今年度も農福連携促進事業委託業務受託コンソーシアム様と委託契約を結んで事業を進めております。

②地場産業障がい者就労促進事業。こちらは、昨年度から実施している事業ですが、人手不足が深刻な地域の、主に水産加工業を初めとした地場産業の新たな担い手として、就労を促進し、水福連携などの福祉と地場産業との連携による障がいのある方の新たな就労の場の創出と、地域での自立を促進することを目的としております。こちらについて今年度も地場産業障がい者就労促進事業委託業務委託コンソーシアム様と委託契約を結びまして、現在事業を進めているところです。

6ページに移りまして、今年度より、官民連携による障がい者のテレワークを推進しております。こちらは、NPO法人札幌チャレンジ様と連携して、主に身体障がいなどにより、通勤して働くことが困難な障がい者がテレワークで働くチャンスを創出すること目的として、今年度は、テレワークの体験就労実施しております。こちらについては、体型就労、すでに募集を行っておりまして、道内、札幌市以外の方で13名の方に応募いただきました。

現在は札幌チャレンジ様が応募いただいた方に直接コンタクトをとって、面談等を進めているところです。今年度の障がい者保健福祉課の方の取り組みとしては以上となります。

橋本会長

○ ありがとうございます。以上で関係機関における今年度の取り組み状況の報告が終了いたしました。報告事項につきましてかなり量的にも、ボリュームがあったかと思えますけれども、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

事務局（坂田課長補佐）

○ 事務局からちょっと1点だけ補足の説明をさせていただきます。先ほど私ども障がい者保健福祉課から説明した中で、農福連携のマッチングのお話をさせていただきまして、昨年度第1回の委員会の時に、冬季間の仕事の確保が農福連携の課題であるというご指摘をいただきました。

それで、今年度の事業につきましては、畜産業とのマッチングということを今回進めたいと思っております。酪農・畜産であれば年中仕事があるのではと考えておりますので、委員会での意見も取り入れて、今年度進めて参りたいと思っております。

橋本会長

○ ありがとうございます。茂森委員、お願いいたします。

茂森委員

○ 簡単な質問で恐縮なのですが、後程また出て来る、障がい者就業・生活支援センター事業では都市部の問題と地方の問題もありまして、そこで都市部では、先ほど札幌市で4ヶ所似たような施設を作られたと言われていたのですけれども、これが都市部で実際にやられている実例なのかということをお伺いしたいのと、札幌市以外の道内もしくは、他の都道府県のいわゆる政令指定都市で似たような事業があるのかという点について、教えていただければと思います。

橋本会長

- 札幌市木下委員、よろしいでしょうか。

木下委員

- 就業・生活相談支援センター自体、制度的には都道府県で整備をしていくものになるかと思いますが、各政令指定都市で、独自に設置をして取り組みを進めているところがあるというふうに私どもも把握しているところです。  
札幌市も、例えば障がい福祉サービスも就労系の事業所の数が多く、利用者の数も右肩上がり伸びている状況にある中で、一般就労への繋ぎといったところを含めて、こうした取り組みが必要であろうということで取り組んでいるところでございます。

茂森委員

- ありがとうございます。

橋本会長

- ありがとうございます。事務局から。

事務局（坂田課長補佐）

- ちょっと補足をさせていただいて、後程説明もさせていただく予定ですが、障がい者就業・生活支援センターの政令市、大都市を含むところの状況ですけれども、北海道の場合は、札幌市と石狩管内の市町村を含む、札幌圏域ということで設定をさせていただいております。  
他県の状況ですけれども、最低でも政令市単位ということになっております。ほかでも北海道と同じように政令市とその他の市町村を含むということになっております。いずれにしても、人口を多数抱える、例えば横浜は横浜市圏域という形になっておりますけれども、これだと今は、制度的には2ヶ所しかつけれないという状況になってございます。

橋本会長

- ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか。  
私から1点よろしいでしょうか。

障害者職業センターの方の説明の中で、先ほどジョブコーチで実績もあって、余裕というか、うまくできたという話があったのですが、今の配置型と訪問型、あと企業在籍型ということで、3つ置かれているかと思うのですが、登録状況や実績について、障害者職業センター様、今は旭川市と札幌市にセンターがあるかと思うのですが、どれくらいの件数をもっているのか、ということと、北海道特有の問題かと思いますが、遠方でどこまでジョブコーチを派遣されているのかを聞きたいです。

三上委員

- 新規でジョブコーチ支援に入った方たちですけれど、平成29年度が93件、30年度が70件、令和元年度が74件ですので、毎年大体70件前後。  
今年度につきましては新規としては6月現在で9件ですけれど、ジョブコーチは3ヶ月とかで終わってしまうわけではなく、その後のフォローで1年など、前年度からの引き続きの方達のほうが多く、コロナの影響で4、5月はほとんどストップしておりましたので、実際は6月から開始だったためです。新規の件数は9件となっておりますけれども、これから雇おうかいうところが3、4件かなというところです。  
北海道は配置型で札幌のジョブコーチが7名、旭川支所が3名です。ですが、旭川は1名

が欠員の2名でやっています。旭川支所による支援は旭川管内のみで行っております。地方は、ナカポツセンターがジョブコーチと連携をとりながら支援を行っています。ですので、私ども以外のジョブコーチの方が増えてくれると、支援も進んでいくのだろうと思っております。なにせ広いですし、私どもの手が届くところが実は少なく、各関係団体と連携を取りながらでないと進んでいかなのかなというのが現状でございます。

橋本会長

○ どうもありがとうございます。後の協議事項にもありますけれども、なかなか広域性をどこまでカバーするかという問題があって、特に精神・発達の方達にこのジョブコーチはずっと有効性が高いと言われているわけなので、都市部に集中してしまって、あとは地方のナカポツセンターの方が苦慮されているのかという課題がありましたので、質問をさせていただきます。ありがとうございます。

他にございますか。

では1時間程度経ちましたので、換気のために10分程度休憩をとらせていただきます。

## (2) 第5期計画の進捗状況

橋本会長

○ それでは続きまして、第5期計画の進捗状況について事務局の方からお願いいたします。

事務局（原田主事）

○ 北海道障がい者保健福祉課です。第5期計画の進捗状況についてご説明いたします。

資料2-1 第5期北海道障がい福祉計画推進管理表をご覧ください。こちらは、施策推進審議会に出した資料なのですが、主に、成果目標についての説明をさせていただきます。

1つ目、年間一般就労者数。こちらは就労移行支援と継続支援AB型事業所から一般就労へ移行した方の人数です。目標値を令和2年度1,343人としており、昨年度の実績調査はまだですが、平成30年度は1,111人となっております、過去の伸び率を考えると概ね達成できるかと思われず。

2つ目、就労移行事業所の利用者数、こちら移行した人数ではなく、就労移行支援事業所を利用した方の人数ですが2,072人を令和2年度の年間目標としておりまして、平成30年度の利用者数は1,740人となっております。

3つ目、就労移行率3割以上の事業所の割合。こちらは移行支援事業者における就労移行率3割以上の事業所の割合ですけれども、50%を目標としておりまして、平成30年度時点では、50.3%で目標を達成しております。

4つ目、平均工賃月額。こちらは就労継続支援B型事業者の月額工賃の目標ですが、平成30年度実績は18,966円で、目標値の30,610円には過去の伸び率から考えても、目標達成は難しいかなと思われず。

5つ目、工賃向上計画を策定する事業所の割合ですが、こちらの目標が、全事業所が策定することとなっております、平成30年度時点で94%の事業所が策定しておりまして、道でも指定法人事業として、北海道社会福祉協議会のホームページで工賃向上計画策定に関するノウハウ集を公開しております。

6つ目、企業認証制度登録企業数。目標値を220社としており、平成30年度は182社。昨年度は189社と伸びております。

7つ目、優先調達方針を策定する市町村数。こちらは道内179の全市町村が策定することを目標としておりまして、平成30年度は145市町村、昨年度末時点では154市町村が方針を策定しておりまして今後も働きかけを行っていきます。

裏面へいっていただきましてこちらは、工程表と取組状況です。この番号1から6番が、先ほどの表のページの主な取り組みの1から6番に対応しております。

こちらは後で読んでいただくとして、次のページ、各年度の実績と取り組みについて。こちら施策推進審議会で評価をいただいております、平成30年度、令和元年度どちらもB評価となっております。令和元年度の評価として従来の農福連携に加えて新たに水福連携によるマッチングを開始するなど、一定程度の取り組みは進んでおりますが、企業認証制度の企業、認証企業数の拡大などに向けた検討が必要であるとの意見が出ております。

次に、資料2-2。先ほどお話しした、福祉施設利用者等の一般就労等に関する実態調査の結果です。令和2年度の目標値を1,343人としておまして、こちら令和元年度に実施した30年度の実績です。移行者数1,111人となっております。

次に、資料2-3。こちらも昨年度実施した平成30年度分の事業所の工賃の実績です。主にB型事業所についてですが先ほどお話しした目標値30,610円。こちらは平成18年度実績の2倍を目標値として設定しておりますが、この裏面をご覧くださいればわかる通り工賃の実績は増加しているものの目標達成には遠い現状です。なお、調査開始以降の全年度において、北海道の実績は全国平均を上回っております。

次に、資料2-4。障がい者就労支援企業認証制度についてですが、障がい者の多数雇用や、授産事業所等への製品や作業の発注など、障がい者の就労支援に積極的に取り組む企業等を障がい者就労支援企業として、知事が認証しまして、入札上の優遇措置などが得られるというものです。目標値の220社というのは、平成28年度の実績に対して年間登録増加企業数の平均値、この当時の12社から、令和2年度の実績目標を定めたものです。増加数としては目標値に迫っているんですが取り消しの企業も多く、伸び率は当初の予想を下回っております。

次に、資料2-5。市町村の優先調達方針策定状況。障がい者優先調達推進法では、「市町村は毎年度、障がい者就労施設等から物品等の調達の推進を図るための方針を策定しなければならない」とされておりますが、実際にこれを策定している市町村は昨年度末時点で154市町村、未策定が25市町村となっており、策定率は86%。全国の市町村の策定率96.2%を大きく下回っており、今後も強く働きかけを行っていきます。

以上で第5期障がい福祉計画の推進状況の説明を終わります。

橋本会長

○ ありがとうございます。第5期の進捗状況ということでご説明をいただきました。何かご質問はございますでしょうか。佐々木委員お願いいたします。

佐々木委員

○ 資料2-3の事業所工賃で、過去を見ると伸びてきて全国平均よりも高いということで、非常に、北海道優秀だとは思いますが、令和2年度に入って新型コロナで、業種によっては、売り上げがかなり減っていたり、工賃が減ってしまうようなところが出てくるかなと感じています。

例えば社会福祉法人であっても、持続化給付金の対象になったという事例はあるかと思いますが、この工賃の対象事業としては売上が半分以下になっていたとしても、その社会福祉法人全体の収入としては半分以下になっていないから対象にならないとか、売り上げが4割ぐらいしか減っていないから対象にならないといった事例があり、結果的に工賃が業種によっては下がってしまうということが心配されると思います。

これは全国的な問題かと思うのですが、それに対応する施策や制度みたいなものは考えられているのか、それとも、全国的にしょうがないかなという状況なのか、教えていただきたい

いです。

橋本会長

○ 事務局の方からよろしいでしょうか。

事務局（坂田課長補佐）

○ ご意見ありがとうございます。まずご承知のとおり新型コロナウイルスで、就労系の障がい福祉サービス事業所が非常に苦しい思いをされているというのは、私どもも心を痛めておりまして、いくつかの団体さんとまず意見交換をさせていただいております、状況はお聞きしてきました。

それで、まずは実態をどう把握するかということですが、実態把握については、今のところ、私どもが聞いているのは社会就労センターの方で全国的に調査をされると聞いております。それをまずは見たいと考えております。

ご指摘のありました事業者の支援という部分ですが、まず、いわゆる会社として事業所としての持続化寄付金ですとか、或いは雇用調整助成金ですとか、そういったものももちろん活用していただきますが、厚労省の今回の補正案の第2弾で、就労系の障がい福祉サービス事業者への、直接の補助金というのが創設されました。中身としては、持続化給付金を受けている場合はあたりませんが、それが受けられない場合に使えるもので、前年度の売上から50%、或いは30%減が3ヶ月だった場合、そういった要件がございます、その場合にあまり大きい金額ではないのですが、事業所に直接支援する補助金というのが創設されました。

私ども北海道としても今月の頭に終わりましたけれども、第2回定例道議会で、補正予算を計上させていただきまして、予算化をしております。今後はそれを執行していくということでございます。

橋本会長

○ ありがとうございます。松岡委員お願いします。

松岡委員

○ 北海道社会福祉協議会の松岡です。今の件でちょっと情報提供というか、補足させていただきたいと思っております。

先ほど坂田補佐のお話の中で、社会就労センター協議会が実態調査を行うということ聞かれているということで、全国社会就労センター協議会は今まさにそのアンケートを行っているところなのですが、それに先だって私どもが事務局をしております、北海道社会就労センター協議会の方で、B型事業所にのみなのでありますが、前年度の3、4月の売り上げと、今年度のそれを比較するアンケートを行っております。

かなり緊急的だということと、回答する事業所もそこまでの大規模なものではないのですが、非常に雑駁に均すと2割ぐらいの減になっているということ。特に、縫製関係は逆に売上が上がったところもあるのですが、ほとんどのところはやはり下がっているというようなことがあります。

これをもとに、道への何らかの要望等を考えていたところですが、

先ほど坂田補佐のお話がありましたとおり制度の対応があるということですが、引き続き北海道としても調査をいたしますし、全国の社会就労センター協議会の結果等と合わせながら、状況を分析して必要な要望等を行っていきたいと思っております。

北海道の社会就労センター協議会の取り組みとして情報提供でした。

橋本会長

- ありがとうございます。色々と再開してきていますが、今後もどうなるかわからないので、地元でこういった調査・把握をしていただけるとするのはありがたいと思います。よろしくをお願いします。

## 6 協議

### (1) 北海道における障がい者就業・生活支援センターのあり方について

橋本会長

- 続きまして、北海道における障がい者就業・生活支援センターのあり方についてということで事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（坂田課長補佐）

- 障がい者保健福祉課の坂田でございます。お手元に資料3と書かれた両面で40枚ぐらいの資料があると思います。これについてご説明をさせていただきます。

障がい者就業・生活支援センター、いわゆるナカポツセンターにつきまして、昨年来、私どものあり方を検討してきましたけども、委員の改選もございましたので、経過も含めて簡単に内容を説明させていただきます。

まず1ページをご覧くださいと思います。検討の趣旨ということでございますけども、2段落目の2行目、就業面と生活面における一体的な支援を行うセンターを全道に11ヶ所設置しております。一般就労の推進の中心的な役割を果たしておりますが、3段落目のところに記載がございますとおり、かねてから複数の圏域を一部のセンターでカバーしていただいております。北海道には21の障がい福祉圏域がございます。複数の圏域をカバーしていただく際には、非常に移動距離も長く、支援時間も限られる。或いは、近年の障がいのある方の求職者数の伸びなどもあり、社会情勢が変わってきているということで、検討しております。

それで、2のところに検討経過がございますけども、昨年この委員会にワーキンググループを設置いたしました。ワーキングには委員の中から高谷委員に入っております。それから、私ども障がい者保健福祉課、道の雇用労政課、北海道労働局、この4者でワーキングを組織し、実務的に検討をして参りました。

検討経過の2月17日のところですが、昨年度の2回目のこの委員会で中間取りまとめをご報告させていただいたところです。その後、いただいた意見も踏まえて、第4回のワーキンググループを3月に開催いたしました。コロナの影響で書面での開催となりました。その中身については、以下、説明をいたします。

今回のこのあり方につきましては、前回お見せした文言から少しだけ変わっているということ。それからデータや表などを差し込んで、あり方の報告書の体裁をまとめたところでございます。

3ページ、現状と課題。これまで抱えてきた課題ということで、現在7センターで未設置11圏域をカバーしているということがございます。利用者への支援の時間も限られている状況が続いております。なお、全国の未設置圏域11道県29圏域となっております。北海道が約38%となっております。北海道以外の未設置県はそこに記載している10県となっております。下に設置経過の表がありまして現在11センターでございます。1点だけ補足があり、表中の南空知・中空知・北空知のセンターですが、事業者が変わっております。実はこの「ひびき」というセンターですけれども、令和元年度をもちましてこの事業から撤退をしたいという意向があり、公募の結果、4月から北海道社会福祉事業団がセンター「く

わ」を設置し、事業を引き継いで活動しております。

続いて5ページをご覧ください。社会情勢の変化と新たな課題ということで、(1)障がい者の就業動向などを踏まえた課題ということで、昨年ご報告したものと同じです。この十年間で就職を希望する障がい者の方が増えている。下から2行目にございますサービスを利用することが難しい、例えば精神障がいのある方が就職を希望されたり、就労継続支援AB型事業所が増えてきておりますが、そういったサービスの利用が難しい方、そういった方への対応も必要になっています。また、障がい者の高齢化・重度化に対応した専門的な支援にもナカポツが必要になっているということを記載させていただいております。

続きまして、10ページをご覧ください。10ページは以前お見せした内容と変わってございません。社会全体で労働力不足、コロナで状況が変わってきていますが、そういったこともあり、センターで職員体制の維持に非常に苦慮されているということで撤退するセンターも現れている。これは先ほど話した「ひびき」のことでございます。そういったことを記載しています。また近年、一部のセンターでは国が定める要件を満たしておらず、減少傾向にあって、国が一律で定める基準が現状にあっていないのではないかということに記載させていただきました。

12ページをご覧ください。12ページも前回委員会時と変わっておりません。先ほどもご意見がございましたけれど大都市を抱えるセンターの制度の問題ということで、私どももワーキングのタイミングで改めて調べてみましたが、80万人以上の圏域に2ヶ所。新規の設置が今の制度ではできないという状況になってございます。札幌市ではですね、市で独自にセンターを置いております。また、石狩管内の多くの市町村ではセンターとは別に就業の窓口などを作られていると聞いております。そういうところと協力をしながらナカポツセンターを運営しているということに記載させていただいております。

それから13ページでございます。一番大事なあり方の部分でして、基本的には前回お見せしたことと変わっておりません。大事なところなのでゆっくりお話ししたいと思います。まず国に対して地域の实情に応じた制度の弾力化を要望。圏域の設定の仕方は都道府県に任されておりますが、人の専従の要件ですとか、実績要件ですとかを緩和していただきたいということで記載をさせてもらっております。後段ですが、こういったふうに置いていくのかというあり方に関しては、国が全障がい福祉圏域に置くということを謳っておりますので、北海道としても、全ての障がい福祉圏域に1ヶ所の設置を目指すということを明記させていただいております。それから、この後ご説明をする令和3年度からの第6期障がい福祉計画ですが、これに必要な見込み量、設置数のことですが、これを書くこととなりますが、現在の11ヶ所に必要性が高く、安定的な運営が見込める新設分1ヶ所を加えた12ヶ所としたいと、このあり方検討で記載をさせていただきたいと思っております。その他、「また」以下のところ、ここは前回委員会でのご指摘を踏まえて、未設置圏域をカバーしている、増設しない圏域のセンターの負担軽減策について、何か具体例を挙げて記載ができないかというご意見がございましたので、サテライトセンターの設置などということで、ここは追加して記載をさせていただいております。

14ページをご覧ください。14ページはナカポツの設置検討資料ということで、先ほどご説明したとおり安定的な運営が見込まれるですとか、優先度が高いところを導き出すための資料ということで、昨年度検討したものです。昨年度の会議の時はA3の横長の資料でしたけれど、見やすいように縦にしたということで、中身は変わってございません。ちょっと細かいですけど、上から3行目でしょうかね。(2)と書いているところに項目、①移動時間、②障がい者人口、③企業数、それから④2030年推計人口、⑤振興局所在地というこの5つの観点から、現在の未設置の圏域を評価いたしまして、それを点数化いたしました。現状の部分が上段の表、それから点数化したものが下段の表ということにな



ってございまして、この中から、私どもとしては東胆振、現在は伊達にございます「すて〜じ」というセンターが、東胆振、日高の方まですべてカバーをしているというような状況なんですけど、この1位東胆振といったところにですね。先ほど言った、1ヶ所の増設っていうのを考えていくというあり方の検討結果でどうだろうかという事務局の案でございます。

それからその他の地域ですね、例えば上位にあります。宗谷、根室ところについては、先ほど1ページ前の資料の「また」以下にありますけども、増設は難しいかもしれませんが、その他の負担軽減策を考えていく、優先度の高い地域ということで検討結果を導き出しております。

あり方の内容、その他の後ろには参考資料等をつけてございます。前回の会議のご意見を踏まえて、あり方ということでまとめをさせていただきました。ご審議をお願いしたいと思います。

なお、今後につきましては、これを本委員会で了解いただいた後はですね、実際の計画書に載せる設置数等につきまして、別な審議会の方で、そこはご協議をいただくということになってございます。親会の方ですね、そういったような形で、ご了解をいただいておりますのでそこはご理解いただきたいと思います。以上でございます。

橋本会長

○ ありがとうございます。こちらは協議事項ということで、障がい者就業・生活支援センターのあり方について報告がございました。現在の11ヶ所に1ヶ所新設と負担軽減のために、なにかできないかというところが、ポイントだったかなと思いますけども、報告書の中身で何かご質問等ございますでしょうか。

部会の方に入られておりました高谷委員、何か補足というかご意見等いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

高谷委員

○ はい。高谷です。この設置に関しましては、ここ2年間ですね、この委員会、それからプロジェクト会議で11センター含めた会議も道の方で開催してございまして、議論は十分できたのかなというふうに思っています。

その中で、今回、出していただいた資料でまとまってきたということだと思っています。で、11センターとしては前回の計画書の時に、現行は11センター、次の計画も11センターというところから、各福祉圏域に1ヶ所を目指すという道の明確な回答を得られたということで、ただ、この北海道というのを考えたときに、すぐ11センターから21センターになれるのかと言ったら、優先順位を考えていくと、人口や企業数、そういうことも踏まえていくと、難しいのかなというの、理解をしていて、これから地域の情勢が変わったときに、相談をしていける余地を残していただいたことに感謝をしています。以上です。

橋本会長

○ ありがとうございます。一步前進という印象を持たれて、そこはよかったかなとは思いますが、他にいかがでしょうかね。

それでは明井委員お願いいたします。

明井委員

○ 9ページのところで質問ですけれども、センター未設置により支障があるとした理由のところで、「一般就労支援の専門的ノウハウが乏しいため」64.3%と、一番下の「ハロー

ワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分ではないため」64. 3%で、この中ではパーセンテージとしては高いのかなと思います。ということはこの市町村では、センターだけでは十分な就労支援ができないのかなと、実際に足りていないのかなと思ったのですが、どなたにお聞きしていいかわからないのですが。

橋本会長

○ 事務局からよろしいでしょうか。

事務局（坂田課長補佐）

○ はい。これがですねセンターが未設置の圏域にある市町村に聞きました。

例えば、根室市とか稚内市とかそういったところに聞いて、センターがない・カバーで対応していただいている中で、どういうことになってますかということ、もちろんカバーのセンターの方が一生懸命頑張ってもらってるんですけど、現場の方たちがやっぱり足りないを受けとめるのが自然かなと思うんですね。もちろん事業所や市町村にノウハウがないとか、そういったことももちろんないに決まっていますが、カバーしてもらっているセンターもやはり、十分ではない、この地域にもあって欲しい。そういった受けとめ方で良いかと思えます。

橋本会長

○ ありがとうございます。高谷委員、お願いいたします。

高谷委員

○ うち未設置圏域を持っているので、ちょっとお話をさせていただきます。

まず、一般就労の専門的なノウハウが乏しいためというのは、例えば市町村ではこれ83.3%、非常に高いと思います。ちょっと地方に行くんですけど、その地域の中に、就労移行支援事業所自体がない地域もたくさんあるんです。B型と生活介護とか、そうすると、そもそも一般就労に必要な支援っていうものがその地域の中で共有されてないということがあ

る。そこで、ナカボツのスタッフが、毎日3時間かけて移動していけるかということ、そうではやっぱりなくて、ニーズがあった時に訪問していくっていうことになります。

その関係する事業所自体も、その地域の中で根づかしていくっていうところに、やはり継続的なものが得られないって感じがして、あと、ハローワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分でないっていうのも、これもその支援機関が、その地域の中に就労の支援機関がそもそもない。けどそこに住む障がいをお持ちの方が、一般就労を希望されていて、ハローワークの方と相談をしながら、進めていっているっていう現状が地方地域になると、あるっていうことになります。

明井委員

○ ありがとうございます。札幌にいとサポートはすごく恵まれているなっていうのは、感じているんですけども、そういった地方の状況を聞いたりすると、差があるというか、不公平感というところも違うのかもしれませんが、あるのかなと。

今はすでにセンターが足りていない状況で、就労移行支援事業所とかも、道に、一つ二つでも増えていくと、支援が広がるのかなとこの表を見せていただくとお思います。ありがとうございました。

橋本会長

○ 説明ありがとうございました。茂森委員、お願いいたします。

茂森委員

○ 結論には、何の異存もないのですが、例えば1つ増やしたい、それで上の機関でそういう計画ができましたという時に、国の予算とか道の予算というのは、国からも増設を求められていると書いてあるんですけども、簡単につくものなのか或いは、他の都道府県との兼ね合いの中で、北海道にプラス1をしなきゃいけない訴求ポイントみたいなものを打ち出していないと、簡単に予算がつかないのか。

その辺はどういうイメージなのかお伺いしたいんですけども。

橋本会長

○ 事務局お願いいたします。

事務局（坂田課長補佐）

○ はい、お答えいたします。国と道とがそれぞれ協調して委託して行う事業ということになっておりまして、国の予算に関しては大丈夫かなと思います。増やすという立場ですので。道の予算に関して、これは非常に厳しい状況があります。

要は、福祉関係の予算は皆そうなんですけども、一度予算をつけると、半永久的に残ってしまうということもございますので、十分に庁内の議論が必要ということになり、ハードルは決して低くはないというふうに考えています。

ただ、私どもとしても、この委員会での議論のあり方を1つの突破口として、やっていきたいなと思っております。

茂森委員

○ であれば、余計に「これがなければ」という、訴求ポイントみたいなものを道の予算獲得の中でも打ち出していく必要があるのかなと思いましたが。ありがとうございました。

橋本会長

○ ありがとうございました。あとはいかがでしょうか。では私からよろしいでしょうか。

27ページの参考資料6のところに負担軽減策ということでサテライトことに触れられていて、その中で、部会の中でこの7つが検討されて、その結果としての×、△というのが出てきて、2つ目のところの「サテライトオフィスの設置」というところが今回、盛り込まれたところだったと思うんですけども、6、7のところでも△がついておりまして、「地域支援者等に向けた研修の強化」と「ICTの活用」ということが出ていて、そこが△になっている。

特に7で、過去に道で実施したモデル事業で、道北・オホーツク地域でのICT活用の有効性が検討されたということで、今まさにコロナ禍でICTがいろんな分野で可能性が増えてきたと、活用をしないといけないのではないかと、そんな流れもあるのかなと思っておりますけれども。

△になった理由とですね、実際の支援は難しいのですが、初期の相談であるとか、そういったところで、活用ができないのか、何かお考えとか、議論されたことがあれば教えていただきたいです。

事務局（坂田課長補佐）

○ はい。お答えいたします。まずICTの活用について、結果として△ですけども、ICTの活用自体はもちろん○です。ただ、導入の部分で、どういうハードルがあるかっていう部分も含めて△としております。

まず一つは、役場の方でご協力いただいて、設置していただく場合、端末や回線の整備が必要になります。ただ、Wi-Fiみたいなものが、役所では難しいというのがあるようで、有線などで行政の通常のネットワークと切り離れたネット回線を引くなど、ハードルが高いという部分があります。

それから、もう一つは市町村にそれをやらせるのかという根本的な問題です。道がナカポツを置けない状況を市町村に肩代わりさせるような形になってしまいますので。

では道が端末を買って、回線を整備して、どこに置くのか、全市町村に置くのか、代表的な町に置くのか、そういった検討に時間かかるため、今は△ということでございます。決して有効性を否定しているものではございません。

橋本会長

○ ありがとうございます。

多分事業所単位ではいろいろ工夫されて、利用者とのやりとりなどされているのかと思うんですけど、行政としてやるとなると、ハードル高いのかと思いました。ただ、これもできるようになにか具体的なものを検討ができればいいのかなと思いましたので、意見でした。ありがとうございました。

あとはいかがでしょうか。

出尽くした感じでしょうか。

そうでしたら、こちらは協議事項ですので、認めいただけるかどうかになりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ではご異議なしということでこのままかけさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

## （２）第６期計画の策定について

橋本会長

○ では続きまして、同じく協議事項の（２）第６期計画の策定についてということで事務局からお願いいたします。

事務局（及川主査）

○ はい、「第６期計画の策定」について、説明させていただきます。

お手元にご用意しております冊子の、付箋が付いているページであります。こちらが第５期の「北海道障がい福祉計画」になります。

このなかで（２）の前の段落に記載がありますが、道では、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」並びに「北海道障がい者条例」の趣旨を踏まえ、「北海道障がい福祉計画」を策定する。としております。

次にページをめくっていただいて、３ページの図１に記載がございますが、第５期の計画が平成３２年度までということで、今回、見直しの時期となっております。

５月に国から、指針の告示がありましたので、この指針の趣旨に基づき、総括的な審議・決定等は北海道障がい者施策推進審議会において、具体的な分野別の議論、計画素案の策定は、部会等において行っており本委員会につきましては、就労支援部会として

位置づけております。

それでは資料4-1をご覧ください。

本委員会での協議事項などについてご説明します。協議事項としましては「第6期北海道障がい福祉計画」のサービス提供体制の現状と評価のうち工賃の水準、就労支援施策の充実・強化、福祉施設から一般就労への移行目標の3点となっております。

次に、スケジュールに関してであります。本日第1回目ということで「計画の基本的な考え方について」協議いただき8月に第2回目を開催し、計画の素案たたき台を示したいと考えております。さらに10月上旬までには計画の素案を書面開催で示す予定であります。

次に、資料4-2をご覧ください。

先ほど協議事項として示しました3点の関係部分ですが、太枠で囲ってあります第2-2、第4-9、第6-4となります。

この資料は、第6期障がい福祉計画の骨格案で、現行の第5期計画と、国の指針を踏まえた第6期計画の対比となります。第6期計画につきましては、第5期計画を踏襲した内容にしたいと考えております。

次に、資料4-3をご覧ください。

計画の「推進項目と推進施策」及び「成果目標」における、現行の第5期計画と、国の指針を踏まえた第6期計画の対比となっており、就労支援施策に関する部分につきまして、抜粋しております。

まず、推進項目と推進施策ですが、新たに追加する項目として③の多様な就労の機会の確保に関して、具体的な項目を盛り込み、「農福連携」「大学在学中からの就労支援」「高齢障がい者に対する就労支援」が加えられております。

次に成果目標であります。国の指針を受けまして新たな目標が設定されております。変更部分ですが「4 福祉施設から一般就労への移行目標」としまして基準年が平成28年度から令和元年度に変更され、「元年度の一般就労移行者の1.27倍以上」、「就労移行支援事業は、元年度の移行実績の1.3倍以上」とされ、就労移行率の項目が削除された代わりに「継続支援A型については元年度移行実績の1.26倍以上」「B型は1.23倍以上を目指す」とされております。

次に「1年後の定着率8割以上」が削除され、新たに「就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の内7割が就労定着支援事業を利用」、それから「就労定着率が8割以上の事業所を7割以上」が盛り込まれております。

以下の項目については変更ございませんが、具体的な目標値につきましては北海道労働局や道の労働担当部局、北海道教育庁などで構成する北海道障害者雇用支援合同会議で検討させていただきたいと考えております。

次に、資料4-4をご覧ください。

次期、北海道障がい福祉計画の「基本的な考え方」のたたき台になります。関係部分の抜粋となります。

(2)「計画推進のための基本的な考え方」の変更部分につきましては、備考に記載のとおり、障がい者の法定雇用率が現行の2.2%から2.3%に引き上げられる予定であることから、更なる民間企業の取組の促進とその支援について推進することとして、文章中に「企業等の取組を支援するなど、」の文言を追加しております。

以上で、資料の説明を終わります。

橋本会長

○ ありがとうございます。第6期計画策定の基本的な考え方のところとですね、具体的施

策の目標として追加された部分のご説明があったと思いますけども、なにか質問・意見等ありますでしょうか。

高谷委員、お願いします。

高谷委員

○ 成果目標についてです。新設した「就労移行支援事業所を通じて一般就労するもののうち、7割が就労定着支援事業を利用する」ところについて、2点ほど質問です。

まず1つが、定着支援事業自体が、事業所数の設置・開設が進んでいるのかっていう質問と、あともう1つが、7割の方となると自己負担金が、就職した半年はかからないと思うんですが、翌年度自己負担金が発生する障がいのある方が多数出てくると想定されているんです。その自己負担金についてのことは国の方にも、要望として各定着支援事業所から上がっていると聞いているんですが、道で何かそれについて、情報があったり、考え方があったら教えていただきたいと思います。

事務局（坂田課長補佐）

○ 事務局でございます。

まず1点目の就労定着支援事業についてですけど、これ平成30年から創設された事業かと思えます。私ども課内でそのことを議論しておりまして、定着支援事業はどのくらいあるのか考えたんですけども、非常に偏りがありまして、札幌市内に非常に多い状況でして、全道の目標を立てるのも、どうなのかなというのもあるんですが、現状としては偏りがある中で、目標立てなければならぬという状況です。

それで市町村も、市町村目標立てることになってるんですけど、難しいんじゃないかなと思っておりまして、目標項目として「建てる」というのも道内の現状からすると難しいのかなと考えておりました。

2点目ですが、就労定着支援事業の自己負担の話ですけども、すいません、こちらは直接的には施設指導課という別の課が担当するもので、今私ども障がい保健福祉課では情報をもっていないので、他の課にも確認をしていきたいと思えます。

高谷委員

○ ありがとうございます。自己負担金がかかるので利用をしたいけども、できないという方がいらっしゃると聞いております。

橋本会長

○ はい、ありがとうございます。これはわかったら次回の委員会でご回答いただければと思います。他にいかがでしょうか。

茂森委員、お願いいたします。

茂森委員

○ 過去の経緯を知らないので恐縮なんですけれども、工賃向上計画で昔の金額の2倍という形で目標が載っているんですが、確か国の指針で必ずしも2倍にこだわらなくていいということになっているかと思えます。

それで、例えば大阪府とかは割と現実的な数値目標になっていると思うんですけども、北海道がこの目標の連続性を求めたほうがいいのかという考えがあるのかなということと、第6期では、継続したいというのか或いはそれにこだわらないというのか、その辺のスタンスをお

伺いたいなと思います。

というのは例えば3年間で3万円にするとすると、毎年20～30%も上げなければならなくて、我々は特例子会社で最低賃金に合わせて3%の人件費を乗せるだけでも四苦八苦ししているのに、毎年2～3割という目標があって、B型事業所の方も納得できない目標にならないのかと心配しているところで、考えをお伺いできたらと思って、ご質問いたします。

橋本会長

○ 事務局よろしいでしょうか。

事務局（坂田課長補佐）

○ 今回、皆様にお配りしたのは、こういった項目を議論することになります。或いは、成果目標は、数字が入っているものは、国の基本的な考え方に基づくものです。入っていないものについては、今後の会議に具体的に示していくことになります。

今時点では、倍増するという考え方を変えるというのは考えて降りませんが、今後の会議までに資料を整理して、考え方を整理して、この会議でご議論いただいて、北海道の目標をどうするかというのを、決めていただくという形になります。

茂森委員

○ あくまでもこの数字は国から降りてきているものを当てはめた数字だということなんですね。あとは実情に合わせたものが、次回の、計画のたたき台の時に出てくる、その時の議論になってくるということですね。

事務局（坂田課長補佐）

○ そうですね。少し補足ですが、次回の会議では、計画書に書かれる文言、文章をお見せします。それから目標も書けるものは皆様にご提示して、ご議論いただくところをイメージしております。

茂森委員

○ ありがとうございます。

橋本会長

○ 他にいかがでしょうか。

それでは私から質問です。資料4-3のところ、新しく追加で7割が定着支援事業を利用するっていうところ、その下に定着率が8割以上というのが出てきているのですが、この定着率の期間が前の計画では「1年後の」というところがあって、それが消えて8割以上という数字だけが残ったのですが、ここでいう定着率というのは期間としてはどれぐらいを考えているのか、或いは期間をどのように定めるか、というところが気になったんですけども、いかがでしょうか。

事務局（原田主事）

○ 定着率というのは国の指針で示されておりまして、過去3年間の定着支援利用者の総数のうち、3年目の年度末の離職していない方の人数の割合とされておりまして。

橋本会長

○ こちらは、それでは補足かなにかでわかるように、次回の計画のたたき台では示した方がいいのではないかと思います。要望になります。

事務局（原田主事）

- 補足としまして、今回定着支援事業が平成30年から始まった事業でして、一番最初の定着率の実績が出るのが国の指針とおりですと、平成30年～令和2年を過ぎまして、令和2年度末に実績が出るので、これを来年度調査することになると思われま

橋本会長

- わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。これ以上、ご意見等なければ、一応今回の大枠の部分はご了承いただいたということで、次回、具体的なたたき台を出していただいてまた議論するということとなりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ではご了承をいただきました。こちらで進めたいと思います。

## 7 その他

橋本会長

- 最後に、次第7その他ですけれども、各委員から何か情報提供やご意見等がございましたら、伺えればと思います。よろしいでしょうか。  
では最後に事務局から、何かございますでしょうか。

事務局（坂田課長補佐）

- 本日のご多用の所、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。次回の会議ですけれども、先ほど説明したとおり、8月か、9月に入るかもしれませんが、このような形で開催をしたいというふうには考えてはおります。ただ、最近はコロナの状況が、また首都圏を中心に感染の再流行がみられますので、状況を見ながら会議の開き方も含めて、会長とご相談させていただき、ご案内等させていただきたいと思っております。  
事務局からは以上でございます。

橋本会長

- ありがとうございます。

以上をもちましてすべての議案の方が終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第1回北海道障がい者就労支援推進委員会を終了させていただきたいと思

どうもありがとうございました。



## 8 閉会（11：30）

### <出席委員>

#### 【北海道障がい者就労支援推進委員会委員】

会 長	橋本 菊次郎	北翔大学教育文化学部心理カウンセリング学科 准教授
副会長	神部 雅子	北翔大学生涯スポーツ学部健康福祉学科 講師
	飴谷 由香	社会福祉法人札幌会札幌市社会自立センター 従業員
	石山 貴博	特定非営利活動法人精神障害者回復者クラブすみれ会 副理事長
	高谷 さふみ	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん センター長
	松岡 直記	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 法人支援部長
	安宅 順子	一般社団法人北海道商工会議所連合会 総括調査役
	今村 仁泰	稚内市職親会 会長
	佐々木 恵一	一般社団法人中小企業診断協会北海道 会員
	茂森 実	株式会社ほくでんアソシエ 代表取締役社長
	横山 敏章	一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部 全道障がい者問題委員会委員長
	木下 健二	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 企画調整担当課長
	杉村 哲哉	厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長
	三上 元彦	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 北海道障害者職業センター 所長
	明井 和美	特定非営利活動法人アシスト多機能型事業所あすあいむ 就労支援員